

鈴鹿市と愛知大学の連携と協力に関する包括協定

鈴鹿市と愛知大学との間において、相互の立場を尊重し、対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、鈴鹿市と愛知大学が包括的な連携・協力のもと、相互の資源を活用した連携を強化し、地域社会の発展、研究活動の促進及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 鈴鹿市及び愛知大学は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域のまちづくり及び活性化の推進に関すること。
- (2) 教育及び地域貢献人材育成に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(連携の形式等)

第3条 鈴鹿市及び愛知大学が連携協力するに当たっては、形式、成果の利用条件等については、事業ごとに双方協議の上、定めるものとする。

(守秘義務)

第4条 鈴鹿市と愛知大学は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た非公表情報を守秘し、第三者に対し開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

なお、本条項に定める義務は、有効期間満了後も存続するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の一か月前までに、鈴鹿市と愛知大学のいずれかから解除の申出がない場合は、本協定は期間満了の翌日から起算して更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義の協議)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に対して疑義が生じた事項については、鈴鹿市と愛知大学が誠意を持って協議し、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、鈴鹿市と愛知大学が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年11月1日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

末松 則子

愛知県豊橋市町畑町字町畑1番地の1

愛知大学

学 長

広瀬 裕樹